

令和5年度

# 監査結果報告書

高槻市監査委員



## 目 次

### 定期監査結果報告

1	監査の種類	1
2	監査の対象及び期間	1
3	監査の着眼点	2
4	監査の主な実施内容	3
5	監査の結果	4
6	まとめ	4

### 現金取扱監査結果報告

1	監査の種類	6
2	監査の対象	6
3	監査の期間	6
4	監査の着眼点	6
5	監査の主な実施内容	7
6	監査の結果	7
7	まとめ	7

### 工事監査結果報告

1	監査の種類	8
2	監査の対象	8
3	監査の期間	8
4	監査の着眼点	8
5	監査の主な実施内容	8
6	監査対象の概要及び監査の結果	9
7	まとめ	13

### 財政援助団体等監査結果報告（出資団体）

1	監査の種類	14
2	監査の対象	14
3	監査の期間	14
4	監査の着眼点	14
5	監査の主な実施内容	14
6	監査対象の概要及び監査の結果	15
7	まとめ	16

## 財政援助団体等監査結果報告（指定管理者）

1	監査の種類	17
2	監査の対象	17
3	監査の期間	17
4	監査の着眼点	17
5	監査の主な実施内容	17
6	監査対象の概要及び監査の結果	18
7	まとめ	22

# 定期監査結果報告

高槻市監査基準に基づき、定期監査を実施したので報告する。

## 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項に規定する財務監査及び同条第2項に規定する行政監査

## 2 監査の対象及び期間

原則、令和5年度の事務事業で本監査日までの事務を監査の対象として、下記の部等に対して監査を実施した。なお、必要に応じて前年度の事務も監査の対象とした。

- (1) 総合戦略部（令和5年8月23日から10月11日まで）  
市長室、みらい創生室、アセットマネジメント推進室、広報室、財務管理室、DX戦略室
- (2) 水道部（令和5年8月23日から10月11日まで）  
総務企画課、給水収納課、管路整備課、浄水管理センター  
検査監に係る事務を含む。
- (3) 農業委員会事務局（令和5年9月8日から11月2日まで）
- (4) 公平委員会事務局（令和5年9月13日から10月25日まで）
- (5) 総務部（令和5年9月13日から11月2日まで）  
人事企画室、税制課、市民税課、資産税課、収納課
- (6) 教育委員会（令和5年10月4日から11月28日まで）  
教育政策課、教育総務課、学校安全課、保健給食課、教育指導課、教職員課、教育センター
- (7) 学校（令和5年10月4日から11月28日まで）  
如是小学校、芝生小学校、上牧小学校、赤大路小学校、柱本小学校、寿栄小学校、土室小学校、安岡寺小学校  
阿武野中学校、城南中学校、芝谷中学校、阿武山中学校
- (8) 子ども未来部（令和5年11月2日から12月26日まで）  
子ども育成課、保育幼稚園総務課、保育幼稚園事業課、保育幼稚園指導課、子ども保健課、子育て総合支援センター、青少年課

- (9) 幼稚園・保育所・認定こども園（令和5年11月6日から12月26日まで）  
高槻幼稚園、玉川幼稚園、郡家幼稚園  
大塚保育所、磐手保育所  
三箇牧認定こども園
- (10) 総務部（令和5年12月6日から令和6年1月31日まで）  
法務ガバナンス室、総務課、契約検査課
- (11) 市民生活環境部（令和5年12月6日から令和6年1月31日まで）  
コミュニティ推進室（城内公民館、芥川公民館、真上公民館、南大冠公民館、北清水公民館、日吉台公民館、如是公民館を含む。）  
中央図書館（小寺池図書館、芝生図書館を含む。）
- (12) 危機管理室（令和5年12月7日から令和6年1月31日まで）
- (13) 選挙管理委員会事務局（令和5年12月15日から令和6年2月22日まで）
- (14) 議会事務局（令和5年12月20日から令和6年2月22日まで）
- (15) 消防本部（令和5年12月27日から令和6年2月22日まで）  
消防総務課、予防課、警防課、救急課、指令調査室、中消防署、北消防署

### 3 監査の着眼点

監査の実施に当たっては、本市の執行した事務及び事業が法令に基づいて適正になされているか、かつ、次に定める趣旨にのっとってなされているかどうか留意するものとした。

- (1) 住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げているか
- (2) 常に組織及び運営の合理化に努めているか

なお、現金取扱事務の取扱体制において内部チェック機能が働いているか及び行政事務の執行について、特に意を用いるものとした。

また、過去における指摘等のリスクが高いことから「収入事務」及び「契約事務」を重点的に確認した。

#### 4 監査の主な実施内容

監査に当たっては、部等を単位とし、監査対象課等に事前に書類、帳簿、資料の提出を求め、次の内容で監査を行った。

- (1) 職員等の状況、前回監査時の指摘事項に対する処置、事務事業上の課題等の調べ、滞納分の収入状況、工事の状況(工事請負費に関するもの)、契約の状況(委託料に関するもの・その他に関するもの)、随意契約理由の調べ(委託料に関するもの・その他に関するもの)、補助金の調べ(任意補助金に関するもの)、要綱・要領・内規等の調べ、財産に関する調べ、現金の取扱いに関する調べ、収入事務の流れなどの資料から、監査対象課等の状況を把握した。
- (2) ファイル管理簿から選択した書類について、原則、試査により事務の執行状況を確認した。
- (3) 調定等による収入事務について、収入の流れを含めて確認した。
- (4) 監査対象課等の支出負担行為一覧表並びに執行伺書及び支出負担行為書(決裁文書を含む。)を照合し、支出決定について適正に処理されているかどうかを確認した。  
また、次の項目については重点的に確認した。
  - ・ 業務委託契約の完了報告書等による委託契約業務の執行状況及び履行確認状況
  - ・ 当年度及び前年度交付申請書、実績報告書により要綱等に合規した補助金の交付及び執行状況
  - ・ 管外出張の場合の支出、出張報告についての処理状況
  - ・ 会計年度任用職員の雇用に関する事務及び報酬等の処理状況なお、部等で重点的に確認すべき項目がある場合には、別に項目を設けて確認した。
- (5) 物品に関する出納及び保管事務の状況を確認した。
- (6) 現金を取り扱う課等について、現金の取扱状況を確認した。
- (7) 前回監査時の指摘事項等の措置状況を確認した。

これらに基づき、必要に応じて所属長及び担当職員から事情を聴取し、質疑応答を行った。

また、小・中学校、幼稚園、保育所及び認定こども園については、それぞれの施設において校長、園長及び保育所長並びに関係職員に予算の執行状況の説明を求めるとともに、施設の安全管理等を実地調査した。

なお、上記2(14)議会事務局の監査に当たり、平田裕也委員は、高槻市議会議員であるため、自己の政務活動費に係る部分について、地方自治法第199条の2の規定に該当するものと判断し、除斥とした。

## 5 監査の結果

各部等とも監査した結果、次に掲げる指摘事項を除き、おおむね適正に事務が執行されていた。その他、指摘事項には至らなかったが、監査を執行する中で改善、検討を要する事項については、その旨指示した。

### (1) 支出事務について

#### (物品購入事務)

ア 物品購入において、契約相手方から提出のあった見積書に、金額の記載がないものの、物品購入負担行為を起案・決裁し、発注を行っているものがあつた。

(教育委員会教職員課)

## 6 まとめ

本年度は、収入事務及び契約事務を重点項目として監査を行った。両項目とも指摘に至る事項はなかったものの、収入事務について、職員による現金の収納は、市財務規則の別表第1（出納員）及び別表第2（現金分任出納員）に掲げる所属の職員で、出納員又は現金分任出納員の発令を受けた者が、その委任事務に限り行うことができるとされているところ、当該発令を受けていない者が現金を収納している事案があつた。ルールどおりに事務処理がなされているか今一度確認されたい。また、公金の徴収を委託している業務において、契約書で指定する日までに金融機関に納入されていないものがあつた。市は受託者の徴収状況を適宜把握し、適正に事務が遂行されているか管理されたい。なお、公金事務の私人への委託に関しては、令和6年4月1日施行の地方自治法の改正により制度の見直しが行われている。変更内容に留意し、適正に運用されたい。

契約事務については、指名競争入札において、市財務規則第103条に「契約を確定する場合においては、落札者は、当該契約に係る契約書に記名押印し、落札が決定された日から5日以内に契約事務担当者に提出しなければならない。」と規定されているところ、入札日から契約締結までに1か月以上要していたもの、また、同規則第106条に「当該入札に参加させる者の指名は、なるべく5以上の者を指名しなければならない。」と規定されているところ、特段の理由なく3者を指名し入札を行っていたものがあつた。契約事務を行う際は市財務規則やマニュアル等を確認の上、規則等に抵触しないよう事務執行に当たられたい。また、委託契約において、業務完了後に提出を受けるべき書類の提出を受けずに履行確認を行っているものがあつた。契約書及び仕様書に規定された書類の提出を受け、契約書等の内容に適合しているかどうかの確認を徹底すべきである。このほか、契約書に契約相手方の押印がないものがあつた。契約に係る決裁のみならず、契約書についての確認も十分に行われたい。

重点項目以外では、物品購入事務について、指摘事項として、見積書に金額の記載がないものの、物品購入負担行為を起案、決裁し、発注を行っているものがあつた。また、指摘事項には至っていないものの、物品購入負担行為を行う際に、見積書は外税となつ



ていたが、システムの税区分を内税と選択したため、物品購入負担行為書に消費税等額が反映されていないものがあった。両事例とも、決裁過程において見積書と物品購入負担行為書の確認がおろそかになっているのではないかとと思われる。担当者及び決裁を行う職員ともに確認を徹底されたい。

人事関連事務について、正規職員の時間外勤務の処理に関し、時間外勤務実施申請の終了時刻が実際の退勤時刻より後の時刻で申請され決裁されているものが多数の所属で見られた。時間外勤務手当が過大に支給される可能性があるため、申請者本人はもとより、決裁者においても申請された時間に誤りがないかについて、十分に確認されたい。

また、時間額制会計年度任用職員の報酬計算について、遅刻分を減額せずに支給していたもの、夏季休暇取得分を支給していなかったもの、号給の決定を誤り過少に支払っていたもの、通勤手当の計算を誤り過少に支払っていたものがあった。手作業によるミスが多くミスが生じやすい状況にあると思われるが、報酬に関わることであり会計年度任用職員の不利益にならないよう、ミスが生じにくい事務処理方法やチェック体制となっているか改めて見直されたい。

備品管理について、加除式台本は、物品取扱要領において、取得価額にかかわらず備品とするとされているものの、備品登録されていないものが多数みられた。備品登録のうえ適切に管理されたい。また、加除式台本については、継続して購入することを前提に発行されているものであり、利用状況などを考慮し、追録の必要性について検討されたい。

今回の定期監査では、おおむね適正に事務が執行されていたが、一部の事務について、担当者及び決裁過程での確認がおろそかであり、少し注意すれば防止できるような不備事項が発生している。些細なミスが重大な事故につながりかねないことから、担当者のみならず決裁を行う職員においても十分な確認に努め、事務執行を適正に行われたい。

# 現金取扱監査結果報告

高槻市監査基準に基づき、現金取扱監査を実施したので報告する。

## 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項に規定する財務監査

## 2 監査の対象

本年度の定期監査対象以外の課等のうち現金の取扱いがある次の課等を抽出し、令和5年度を対象に監査した。

(1) 市民生活環境部

文化スポーツ振興課、人権・男女共同参画課、市民課（パスポートセンターを含む）、富田支所、三箇牧支所、檜田支所、斎園課（葬祭センターを含む）、清掃業務課、エネルギーセンター

(2) 健康福祉部

国民健康保険課、生活福祉総務課、健康医療政策課、健康づくり推進課

(3) 都市創造部

都市づくり推進課、住宅課、管理課（自転車保管場所）

(4) 街にぎわい部

しろあと歴史館、今城塚古代歴史館、歴史にぎわい推進課（摂津峡青少年キャンプ場を含む）

(5) 会計課

## 3 監査の期間

令和6年2月15日から3月1日まで

## 4 監査の着眼点

現金取扱事務の取扱体制において事務処理が適正かつ効率的に執行されているか、会計事故が起りにくい事務処理となっているか、また内部チェック機能が働いているかについて、次の事項に留意し監査するものとした。

(1) 事務処理手続は適正か

(2) 収納金額は適正か

(3) 指定金融機関等への納入は適正か

(4) 領収書等の管理は適正か

(5) 預金通帳の管理は適正か

(6) 釣銭資金等の現金管理は適正か

- (7) 金庫の管理は適正か
- (8) 出納員印、現金分任出納員印の管理は適正か
- (9) 切手等及び販売物の管理は適正か
- (10) 前回監査時の指摘事項等の措置状況

## **5 監査の主な実施内容**

監査に当たっては、監査対象課等に事前に書類の提出を求め、現金の取扱状況を確認するとともに、調定等による収入事務について、収入の流れを含めて確認した。

## **6 監査の結果**

各課等とも現金取扱事務は、おおむね適正に執行されていた。

## **7 まとめ**

監査の対象課等においては、おおむね適正に現金等の管理がされていた。

今後も、現金等の取扱いについては、会計事故が生じることがないように内部チェックが有効に機能しているかを適宜見直し、適正な管理に努められたい。

# 工事監査結果報告

高槻市監査基準に基づき、工事監査を実施したので報告する。

## 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項に規定する財務監査

## 2 監査の対象

令和5年度に施工中の工事で、契約金額が建築工事では1,500万円以上、土木工事では1,000万円以上のものから、規模、内容等を勘案の上、監査対象とする工事を決定した。

ア 城山第1配水池東側擁壁部対策工事

イ 郡家小学校プール水槽改修工事

ウ 芥川緑地整備工事（その2）

エ 中消防署富田分署建替及び多機能型消防団等訓練施設整備工事

## 3 監査の期間

令和5年10月4日から令和6年2月14日まで

## 4 監査の着眼点

監査に当たっては、次の点を主眼として実施した。

(1) 工事の設計及び施工が事業目的及び関係法令等に適合し、適正に執行されているか

(2) 工事の設計及び施工が最少の経費で最大の効果を上げるよう意を用いて執行されているか

なお、各監査対象工事において重点監査項目を定め重点的に確認した。

## 5 監査の主な実施内容

監査に当たっては、工事担当部から設計図書等（契約の目的である工事目的物の規模、構造、仕様等を定めたもの）の提出を求め、これに基づき関係職員から工事概要を聴取し、質疑応答を行った。

また、工事現場においては、施工状況を聴取し、実状を監査した。

なお、工事技術調査は専門的知識を必要とするため、協同組合総合技術士連合に委託した。

## 6 監査対象の概要及び監査の結果

### (1) 監査対象の概要（契約金額・工期・工事内容等は本監査日時点）

ア 対象工事名 城山第1配水池東側擁壁部対策工事

契約金額 当初 379,500,000円  
変更後 523,843,100円

工期 令和4年2月25日～  
令和6年2月9日

監理 水道部管路整備課

監査実施日

〔予備監査〕令和5年10月4日

〔本監査〕令和5年11月20日

重点監査項目「周辺住民及び環境等に配慮した設計・施工」及び「工事現場の安全対策」

工事内容等

本工事は、城山第1配水池敷地内の法面の既設アンカー設置から約40年が経過しアンカーが老朽化しているため、アンカーを更新し敷地内の法面の地すべり防止対策を図るものである。

工事概要は、グラウンドアンカー設置工、既設アンカー除荷工、法面整備工である。なお、変更契約については既存法面の起伏が大きく、法勾配が当初設計と異なることが判明し、この解消のため不陸調整厚を増して施工したこと、賃金水準等の大幅な変動を踏まえ、受注者から工事請負契約に基づく請負金額の変更請求を受けたことに伴い、契約金額に変更が生じたものである。

設計に当たっては、地すべり防止工の工法比較を行っており、安定性・施工性・経済性等を考慮したうえで、グラウンドアンカー設置工が選定されている。

施工に当たっては、現場周辺が住宅街であるため、小型重機を使用することにより、大型重機に比べ騒音及び振動を抑制しており、加えてアンカー削孔機及び発電機を防音シートで囲む等の騒音対策が施されており、周辺環境等に配慮した施工がされている。

工事現場の安全対策としては、既設アンカーの破断・飛び出しの可能性を考慮し、立入禁止区域を設定するほか、既設アンカーの除荷作業時に法面の挙動管理が実施される等の安全対策がされている。

工事技術調査結果

工事監査資料及び関係書類並びに現地調査のうちから、各工種の技術調査着目点について質疑応答を行った。質疑に関する回答（口頭及び資料による）は十分なものであった。技術調査の結果、工事全般に関する



是正や瑕疵は見当たらなかったため良好であると判断した。

イ 対象工事名 郡家小学校プール水槽改修工事

契約金額 40,460,200円

工期 令和5年9月15日～  
令和6年2月22日

監理 都市創造部建築課  
(教育委員会学校安全課  
から依頼)



監査実施日

〔予備監査〕令和5年11月8日

〔本監査〕令和5年12月18日

重点監査項目「周辺環境等に配慮した設計・施工」及び「工事現場の安全対策」

工事内容等

本工事は、老朽化したプールの長寿命化及び今後の維持管理費の軽減を図るものである。

工事概要は、プール水槽改修工事、プールサイド改修工事、ろ過配管改修工事である。

設計に当たっては、プール水槽については、施工前は塗装仕様となっていたが、経年劣化した塗膜によるけがの懸念があることからシート張りを採用している。また、プールサイドでは、施工前はアスファルト上にプラスチックの敷物を設置していたが、強風時に飛散する可能性があることから、シート張りを採用することで事故やけがの防止を図っている。加えて、プールサイドを児童が裸足で歩くため、配管仕様を見直すことで、柵やグレーチングを減少させる等利用者の立場に立った設計となっている。

施工に当たっては、使用重機について低騒音・低振動・排ガス規制対策済の建設機械を採用する等、周辺環境等に配慮されている。

工事現場の安全対策については、現場が小学校内であることからガードフェンス等による第三者の侵入防止策がとられている。また、児童の登下校時には車両の出入りの制限が行われている。加えて、プールサイド床下におけるピット作業時には、送風機による換気で酸欠事故防止を図る等、安全に配慮されている。

工事技術調査結果

工事監査資料及び関係書類並びに現地調査のうちから、各工種の技術調査着目点について質疑応答を行った。質疑に関する回答（口頭及び資料による）は十分なものであった。技術調査の結果、工事全般に関する

是正や瑕疵は見当たらなかったため良好であると判断した。

ウ 対象工事名 芥川緑地整備工事（その2）

契約金額 245,300,000円

工期 令和5年6月21日～  
令和6年3月15日

監理 都市創造部公園課

監査実施日

〔予備監査〕令和5年12月4日

〔本監査〕令和6年1月22日

重点監査項目「利用者の立場に立った設計」及び「工事現場の安全対策」

工事内容等



本工事は、芥川緑地内のレジャープール廃止に伴い、地域のニーズを踏まえ、子どもから高齢者までが“健康づくりを楽しむ公園”として再整備を行うものである。

工事概要は、敷地造成工、構造物撤去工、伐採工、植栽工、給水設備工、雨水排水設備工、汚水排水設備工、電気設備工、園路広場整備工、遊戯施設整備工、サービス施設整備工、管理施設整備工、建築施設組立設置工である。

設計に当たっては、三世代が楽しんで利用できるよう、公園施設の種類や配置について大阪医科薬科大学に監修を依頼し、関西最大級の数となる30基の健康遊具を配置している。また、アスレチック性に富んだ子ども向けの遊具も配置されており、利用者の年齢や運動能力に応じて利用できるような設計がされている。

工事現場の安全対策としては、現場が自然博物館及び芥川緑地テニスコートと隣接しているため、工事用フェンス等により一般利用者が現場に立ち入れないようにされている。また、工事用車両の出入口には常時交通監視員が配置されており、利用者等の安全に十分な配慮がされている。

工事技術調査結果

工事技術調査に際しては、工事監査調書及び関係書類を確認し、工事技術調査に関する事前質問を作成し回答を得た。この結果に基づいて、当日の技術調査及び現地作業における技術的な着目点について質疑応答を行った。これより計画・設計、積算・入札・契約、工事施工に対する質疑に関する回答（口頭及び資料による）は十分なものであった。技術調査の結果、工事全般に関する是正や瑕疵は認められなく、事業の各段階において正しく業務が進められており、問題もなく適正に事業が実施



されているものと判断した。

エ 対象工事名 中消防署富田分署建替及び多機能型消防団等訓練施設整備工事

契約金額 855,470,000円

工期 令和5年7月13日～  
令和6年9月20日

監理 都市創造部建築課  
(消防本部消防総務課  
から依頼)



監査実施日

〔予備監査〕令和5年12月22日

〔本監査〕令和6年2月14日

重点監査項目「環境に配慮した設計・施工」及び「周辺住民等を含めた工事事務事故防止対策」

工事内容等

本工事は、防災拠点の強化を図るため、老朽化した富田分署を建て替えるとともに、新たに消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図るため、消防団員の各種訓練が実施可能な多機能型消防団等訓練施設の整備を行うものである。

工事概要は、RC造・地上3階 延べ面積：1,764㎡、外構工事 敷地面積：5,501㎡である。

設計に当たっては、経済性・施工性・メンテナンス性等を考慮し富田分署と多機能型消防団等訓練施設が1棟にまとめて計画されている。東側を富田分署、西側を多機能型消防団等訓練施設としてゾーニングすることで動線の混合を防いでいる。また、浸水被害を考慮し1階地盤高さが高く設計されている等、災害時の拠点施設として効果的な設計がされている。

施工に当たっては、低騒音・低振動・排ガス規制対策済の建設機械を使用することにより周辺環境に配慮がされている。

周辺住民等を含めた工事事務事故防止対策としては、安全対策として敷地周囲を高さ3mの仮囲いにて工事区画することにより市民が立入りできないようにしており、また工事車両出入口を2か所設置することで車両の出入りが交通量の多いバス通りに集中しないようにするとともに、交通誘導員を配置し安全対策が行われていた。

工事技術調査結果

書類調査は、調査当日までに工事監査調書で記載されている項目に従って質疑応答を繰り返す形式で進めた。調査当日は最終の質問と書類確



認、現場調査を行った。工事関係書類は良く整理されているものと判断した。当工事の計画・事前調査・設計・積算・施工・効果確認の各段階における技術的事項の実施態様について吟味した。効果確認以前の事業推進状況については、資料提示と補足説明範囲では、その結果は総括的には良好であると判断した。

## (2) 監査の結果

各工事ともおおむね適正に執行されていた。

また、指摘事項には至らなかったが、監査を執行する中で改善、検討等を要する事項については、その旨指示した。

## 7 まとめ

本年度の工事監査においては、各工事とも周辺住民や環境、利用者に配慮された設計・施工となっており、事故防止対策などの安全対策についても適切に実施されていた。また、コスト縮減への取組や工事完了に向けた確実な工程管理等についても確認することができた。

市が行う工事は、現在及び将来における市民生活の基盤を整備するものであることから、工事の設計及び施工は事業目的及び関係法令に適合しているか、最少の経費で最大の効果を挙げるよう執行されているか常に念頭に置き、今後も安全で安心して利用できる施設の整備に努められたい。

# 財政援助団体等監査結果報告 (出資団体)

高槻市監査基準に基づき、財政援助団体等に対する監査を実施したので報告する。

## 1 監査の種類

地方自治法第199条第7項に規定する財政援助団体等に対する監査

## 2 監査の対象

財政援助団体等のうち、次の出資団体を監査対象とした。

なお、原則として令和5年度の事務事業で本監査日までの事務を監査対象としたが、必要に応じて前年度も監査の対象とした。

- (1) 出資団体 公益財団法人高槻市都市交流協会  
所管課 総合戦略部市長室
- (2) 出資団体 高槻市土地開発公社  
所管課 総合戦略部アセットマネジメント推進室、都市創造部道路課

## 3 監査の期間

- (1) 公益財団法人高槻市都市交流協会  
(令和5年8月23日から10月11日まで)
- (2) 高槻市土地開発公社  
(令和5年8月23日から10月11日まで)

## 4 監査の着眼点

財政援助団体等のうち、本市が出資している団体について、出納その他の事務執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

## 5 監査の主な実施内容

監査の実施に当たっては、出資団体及び所管課から資料、諸帳簿、書類等の提出を求め、これに基づいて出資団体及び関係職員から事業の執行状況を聴取し、質疑応答、実地調査を行い監査した。

なお、次の項目については重点的に確認した。

- (1) 出資団体における項目
  - ア 補助金等に係る収支の会計処理は適正に行われているか
  - イ 事業は、計画及び補助金交付条件に従い実施され、十分効果が上げられているか
  - ウ 補助金等が補助対象事業外に流用されていないか
  - エ 補助金の精算報告は適正に行われているか

- オ 補助金の精算に伴う返還金があった場合の手続きは適正に行われているか
- (2) 所管課における項目
  - ア 補助金の交付目的、補助対象事業の内容が明確か
  - イ 補助金の交付手続きが適正に行われているか
  - ウ 出資団体への指導等が適切にされているか

## 6 監査対象の概要及び監査の結果

### (1) 公益財団法人高槻市都市交流協会

#### ア 概要

公益財団法人高槻市都市交流協会（以下「都市交流協会」という。）は、本市において、都市レベル、市民レベルでの交流事業を行うことにより、本市の国際化及び国内外の相互理解に寄与するとともに、活力あふれる地域社会の形成及び国際平和に貢献することを目的として、平成3年に財団法人として設立された。その後、平成24年4月に公益財団法人へ移行した。

令和5年7月末日現在の職員数は、市からの派遣職員2人、非常勤職員2人である。

令和5年3月31日現在、市からの出捐金は2億円であり、都市交流協会の基本金の全額を出資している。令和5年度の市から都市交流協会への支出は、補助金1,737万円がある。

#### イ 監査の結果

事務執行について、おおむね適正に執行されていた。

また、指摘事項には至らなかったが、監査を執行する中で改善、検討を要する事項については、その旨指示した。

### (2) 高槻市土地開発公社

#### ア 概要

高槻市土地開発公社（以下「土地開発公社」という。）は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）の規定に基づき、公有地となるべき土地の取得及び管理を行い、もって地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的として、昭和48年に設立された。

令和5年7月末日現在の職員数は13人（総務課6人（事務局長を含む。）、用地課7人）であり、平成18年度以降、全て市の市長部局職員を併任している。

また、令和5年7月末日現在の土地の保有面積は3,646.31㎡、帳簿価額は8億4,355万3千円となっている。

令和5年3月31日現在、市からの出資金は500万円であり、土地開発公社の資本金の全額を出資している。

## イ 監査の結果

事務執行について、おおむね適正に執行されていた。

また、指摘事項には至らなかったが、監査を執行する中で改善、検討を要する事項については、その旨指示した。

## 7 まとめ

### (1) 都市交流協会

事業について、子ども体験交流プロジェクト、グローバル教室交流プロジェクト、協働による交流推進プロジェクトの3つの施策方針のもと実施している。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、事業を中止していたものや、オンラインのみでの開催を行っていたものがあったが、令和4年度からは徐々に事業を再開し、対面での交流も実施していた。今後も、対面での交流に加え、オンラインを活用した事業を展開し、本市の国際化及び国内外の相互理解に寄与されたい。

事務執行については、小口現金の保管状況を確認したところ、確認日時点で総勘定元帳の金額より多く保管されていた。現金の管理については、不一致となった原因を確認するとともに、チェック体制及び管理方法を見直し、適正に管理されるよう徹底されたい。

### (2) 土地開発公社

公有地となるべき土地の取得及び管理について、市と協議・調整を行い、円滑な事業の実施に努めていた。また、長期保有の土地については、最終的な活用が決定していないものの、一時的に貸付を行うなど、土地の有効活用に取り組んでいた。今後も公有地の拡大の推進に関する法律の趣旨に鑑み、市と土地開発公社は十分に連携を図り、適切な事業の実施に努められたい。

# 財政援助団体等監査結果報告

## (指定管理者)

高槻市監査基準に基づき、財政援助団体等に対する監査を実施したので報告する。

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第7項に規定する財政援助団体等に対する監査

### 2 監査の対象

指定管理者が管理する次の施設を監査対象とした。

なお、原則として令和5年度の事務事業で本監査日までの事務を監査対象としたが、必要に応じて前年度も監査の対象とした。

(1) 高槻市立自然博物館

指定管理者：あくあぴあ芥川共同活動体

施設所管課：都市創造部公園課

(2) 高槻市立総合スポーツセンター総合体育館ほか10施設、萩谷総合公園、古曽部防災公園

指定管理者：高槻みらい創造パートナーズ

施設所管課：市民生活環境部文化スポーツ振興課、都市創造部公園課

### 3 監査の期間

(1) 高槻市立自然博物館

(令和5年11月2日から12月26日まで)

(2) 高槻市立総合スポーツセンター総合体育館ほか10施設、萩谷総合公園、古曽部防災公園

(令和5年12月28日から令和6年2月22日まで)

### 4 監査の着眼点

財政援助団体等のうち、本市が公の施設の管理を行わせている指定管理者について、出納その他の事務執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

### 5 監査の主な実施内容

実施に当たっては、指定管理者及び施設所管課から資料、諸帳簿、書類等の提出を求め、これに基づいて指定管理者及び関係職員から施設の管理状況や経営状況の聴取、質疑応答、実地調査を行い監査した。

なお、指定管理施設ごとに重点的に確認すべき項目を、別に設けてそれぞれ確認した。

## 6 監査対象の概要及び監査の結果

### (1) 高槻市立自然博物館

#### ア 施設の概要

- (所在地) 高槻市南平台五丁目59番1号
- (構造) 鉄筋コンクリート造 地下2階地上2階(4階)
- (敷地面積) 82,990.94 m<sup>2</sup> (芥川緑地の面積)
- (建築面積) 996.41 m<sup>2</sup>
- (延床面積) 1,834.73 m<sup>2</sup>
- (主な施設) 大水槽、展示スペース、多目的ホール
- (設置目的) 高槻の自然に関する資料の収集、保存及び展示並びに調査研究及び普及活動を行い、もって市民の文化と教養の向上及び学術の発展に資する。
- (開館時間) 午前10時から午後5時まで
- (休館日) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときはその翌平日)、12月28日から翌年1月4日まで
- (利用状況) 令和4年度実績 入館者数 67,304人

#### イ 指定管理の概要

- (指定の期間) 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- (選定の方法) 特定(非公募)
- (指定管理料) 53,168,000円(令和5年度)
- (利用料金制の適用) なし
- (主な指定管理業務)
  - ・博物館の施設の維持管理及び運営に関すること
  - ・高槻の自然に関する実物、標本、模型、文献、写真、フィルム等(以下「博物館資料」という。)の収集及び保存に関すること
  - ・博物館資料の調査及び研究に関すること
  - ・博物館資料の展示及び利用に関すること
  - ・講座、講演会等の開催その他高槻の自然に関する啓発及び普及に関すること
  - ・高槻の自然に関する情報の発信に関すること

#### ウ 監査の結果

事務執行について、協定に基づきおおむね適正に執行されていた。

また、指摘事項には至らなかったが、監査を執行する中で改善、検討等を要する

事項については、その旨指示した。

(2) 高槻市立総合スポーツセンター総合体育館ほか10施設、萩谷総合公園、古曽部防災公園

ア 施設の概要

(施設内容、運営日数、利用時間、利用者数) ※令和4年度実績

施設名称	運営日数(※) (休館日数)	利用時間	利用者数(※)
総合スポーツセンター 総合体育館	345日 (20日)	午前9時から午後9時まで	151,692人
総合スポーツセンター 陸上競技場	102日 (263日)	午前9時から午後5時まで ※7、8月は午後7時まで	19,411人
総合スポーツセンター 青少年運動広場 <夜間照明>	343日 (22日)	4、5、9月 午前8時から午後6時まで <午後6時から午後9時まで> 6、7、8月 午前8時から午後7時まで <午後7時から午後9時まで>	71,496人
	<夜間照明> 343日 (22日)	10～3月 午前8時から午後5時まで <午後5時から午後9時まで>	
総合スポーツセンター テニスコート <夜間照明>	343日 (22日)	4、5、9月 午前9時から午後6時まで <午後6時から午後9時まで> 6、7、8月 午前9時から午後7時まで <午後7時から午後9時まで>	40,947人
	<夜間照明> 343日 (22日)	10～3月 午前9時から午後5時まで <午後5時から午後9時まで>	
芥川緑地テニスコート	354日 (11日)	4、5、9月 午前9時から午後6時まで	17,714人
西大樋テニスコート	352日 (13日)	6、7、8月 午前9時から午後7時まで	27,567人
郡家テニスコート	352日 (13日)	10～3月 午前9時から午後5時まで	37,489人
南大樋運動広場	327日 (38日)		39,350人
堤運動広場 <夜間照明>	運動広場 342日 (23日)	4、5、9月 午前8時から午後6時まで <午後6時30分から午後9時まで>	55,852人
	体育館 344日 (21日)	6、7、8月 午前8時から午後7時まで <午後7時30分から午後9時まで>	
	<夜間照明> 343日 (22日)	10～3月 午前8時から午後5時まで <午後6時から午後9時まで>	
牧田運動広場	343日 (22日)	※堤運動広場体育館 午前8時から午後9時まで	27,075人
庄所運動広場	315日 (50日)		34,842人
萩谷総合公園	公園緑地 365日	午前6時から午後11時まで	-
	サッカー場 106日 (259日)	午前9時から午後5時まで ※7、8月は午後7時まで	11,146人
	野球場 221日 (144日)	4、5月 午前9時から午後6時まで 6、7、8月 午前9時から午後7時まで 9～3月 午前9時から午後5時まで	15,748人
	テニスコート 344日	4、5、9月 午前9時から午後6時まで	32,292人

施設名称	運営日数(※) (休館日数)	利用時間	利用者数(※)
	(21日)	6、7、8月 午前9時から午後7時まで 10～3月 午前9時から午後5時まで	
古曽部防災公園	公園緑地 365日	午前7時30分から午後10時まで	—
	体育館 345日 (20日)	午前9時から午後9時まで	77,033人
	野球場 247日 (118日)	4、5月 午前9時から午後6時まで 6、7、8月 午前9時から午後7時まで 9～3月 午前9時から午後5時まで	13,139人

(主な利用料金)

・総合スポーツセンター総合体育館

団体利用

利用料金及び 利用時間帯		利用料金			
		午前	午後(1)	午後(2)	夜間
利用施設		午前9時から 正午まで	正午から 午後3時まで	午後3時から 午後6時まで	午後6時から 午後9時まで
大体育室	全面	10,400円	10,400円	10,400円	16,800円
	1/2面	5,200円	5,200円	5,200円	8,400円
中体育室	全面	4,320円	4,320円	4,320円	6,240円
	1/2面	2,160円	2,160円	2,160円	3,120円
小体育室1		2,720円	2,720円	2,720円	4,800円
小体育室2		2,720円	2,720円	2,720円	4,800円
弓道場		2,280円	2,280円	2,280円	4,200円
会議室	1	720円	720円	720円	1,200円
	2	320円	320円	320円	480円
	3	320円	320円	320円	480円

個人利用

利用料金及び 利用時間帯		利用料金(1人につき)			
		午前	午後(1)	午後(2)	夜間
利用者		午前9時から 正午まで	正午から 午後3時まで	午後3時から 午後6時まで	午後6時から 午後9時まで
一般		300円	300円	300円	300円
小学生・中学生		150円	150円	150円	150円



・古曽部防災公園体育館

団体利用

利用料金及び 利用時間帯		利用料金			
		午前	午後（１）	午後（２）	夜間
		午前９時から 正午まで	正午から 午後３時まで	午後３時から 午後６時まで	午後６時から 午後９時まで
メイン アリーナ	全面	9,280円	9,280円	9,280円	15,360円
	1／2面	4,640円	4,640円	4,640円	7,680円
サブアリーナ		3,600円	3,600円	3,600円	5,960円
会議室	全室	440円	440円	440円	760円
	1／2室	220円	220円	220円	380円

個人利用

利用料金及び 利用時間帯		利用料金（１人につき）			
		午前	午後（１）	午後（２）	夜間
		午前９時から 正午まで	正午から 午後３時まで	午後３時から 午後６時まで	午後６時から 午後９時まで
メインアリーナ サブアリーナ	一般	300円	300円	300円	300円
	小学生・中学生	150円	150円	150円	150円
トレーニング室	一般	300円	300円	300円	300円

イ 指定管理の概要

（指定の期間） 令和４年４月１日から令和９年３月３１日まで

（選定の方法） 公募

（指定管理料） 145,632,000円（令和５年度）

（利用料金制の適用） あり

（主な指定管理業務）

- ・庶務業務
- ・スポーツ施設管理運営業務
- ・公園管理運営業務
- ・駐車場管理運営業務
- ・スポーツ施設維持管理業務
- ・公園維持管理業務
- ・設備等維持管理業務

ウ 監査の結果

次に掲げる指摘事項を除き、おおむね適正に事務が執行されていた。

また、指摘事項には至らなかったが、監査を執行する中で改善、検討等を要する事項については、その旨指示した。

(1) 備品管理について

備品の抽出確認をしたところ、次のことがあった。

備品の管理について、市は現指定管理者に施設の管理運営業務を行わせるに当

たり、市に帰属する備品の現存確認、備品シールの貼付等が不十分であった。市と指定管理者で備品の現存確認を改めて実施するとともに、指定管理業務に係る管理運営仕様書に基づき適正な管理を徹底されたい。

- ア 総合スポーツセンター総合体育館、陸上競技場、青少年運動広場、テニスコートにおいて、備品シールが貼付されていないものが散見された。
- イ 総合スポーツセンター青少年運動広場のサッカーゴール1対は、工事請負の中に含まれる物品であったが、備品の定義に該当するため備品として取り扱うべきところ、備品登録がされていなかった。
- ウ 総合スポーツセンター陸上競技場において、ローンターフの数が、備品台帳に登録されている数と一致しなかった。
- エ 総合スポーツセンターテニスコートにおいて、吸水ローラーの数が、備品台帳に登録されている数と一致しなかった。
- オ 堤運動広場のサッカーゴール1対について、市で寄附として受け入れた物品だが、備品登録がされていなかった。

(市民生活環境部文化スポーツ振興課)

## 7 まとめ

### (1) 高槻市立自然博物館

令和2、3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止による臨時休館の影響を受け入館者数は4万人台であったが、令和4年度は、これまでの企画展等の取組がラジオやテレビで取り上げられたことや、リピーターの増加もあり入館者数は6万人台まで回復した。

施設の維持管理については、令和2年度から空調設備やエレベーターの更新、大水槽の改修等が市によって進められ、老朽化による突発的な修繕は大幅に軽減されている。今後は、照明設備のLED化やトイレの洋式化等利用者が快適に楽しむことができる環境整備にも取り組み、安心・安全な施設の維持管理に努められたい。

また、市においては、施設運営に関する情報の共有など指定管理者との連携を深めるとともに、本年3月に開園した芥川緑地健康づくり広場を含めた周辺施設の一体的な管理の中で、高槻の自然への関心や愛着を深める市民協働の取組等を通じ自然博物館の魅力向上に努められたい。

### (2) 高槻市立総合スポーツセンター総合体育館ほか10施設、萩谷総合公園、古曽部防災公園

令和4年度に公益財団法人高槻市みどりとスポーツ振興事業団から、5者で構成された高槻みらい創造パートナーズに指定管理者が変更となり、現指定管理者となつてから初めての監査を実施した。指定管理者は、指定管理業務のほか、自主事業として物品販売、収益施設の設置、サッカーや野球のプロチームによるスクールをはじめと

した新規教室の開講などに取り組んでいた。令和4年度の収支は赤字であったが、指定管理者は、全国で多数の指定管理制度における施設管理業務を受託している実績を活かし、更なる自主事業の充実や効率的な施設運営に努められたい。

備品管理について、市は現指定管理者に施設の管理運営業務を行わせるに当たり、全ての備品の現存確認を行い、正確な備品台帳により整理する必要があるが、不十分であった。そのため、指定管理者においても備品台帳と現物との照合が不十分となり、適正な管理がなされていない。市に帰属する備品は市の貴重な資産であるため、定期的に備品台帳との整合性を確認し、適正に管理されたい。

また、収入事務において、有料施設の附属設備を使用するときの利用料金を過大又は過少に徴収しているもの、スポーツ施設の利用料金に係る減免について、減額対象となっていない対象者を減額しているものがあつた。利用料金の誤徴収は、施設利用者の信頼を損なうおそれがある。条例、規則及び要綱に則り、正確に利用料金を徴収するよう徹底されたい。

このほかにも、指定管理者が業務の一部を第三者に委託する場合は、基本協定書に基づき、あらかじめ市の書面による承諾を得る必要があるが、指定管理者は市の承諾を得ずに委託しているものがあつた。事務の執行に当たっては、市と指定管理者間で再委託の必要性・業務範囲等を明確にし、適正なプロセスを経るよう徹底されたい。

市と指定管理者においては、これまで以上に連携を密にし、基本協定書や管理運営仕様書などの関係規定を今一度確認したうえで、適正に事務を執行されたい。